

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月1日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号		
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 香川県高松市鶴市町724番地1外13筆		
変更しようとする事項	1. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		
	1. 駐車場の位置及び収容台数 (変更前)		
	位置(別添建物配置図)	収容台数	
	店舗1階駐車場①(別添図面3建物配置図及び1階平面図(変更前))	216台	
	敷地西側屋外駐車場②(別添図面3建物配置図及び1階平面図(変更前))	93台	
	合計	309台	
	(変更後)		
	位置(別添建物配置図)	収容台数	
	店舗1階駐車場(別添図面4建物配置図及び1階平面図(変更後))	189台	
	合計	189台	
※総収容台数として226台設置しており、内37台を従業員用とします。			
2. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
1. 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前)			
駐車場(別添図面3建物配置図及び1階平面図(変更前))	出入口の数	位置	
店舗1階駐車場① (別添図面3建物配置図及び1階平面図(変更前))	3箇所	敷地南東側入口①	
		敷地北東側出口②	
		敷地北側出入口③	
敷地西側駐車場② (別添図面3建物配置図及び1階平面図(変更前))	1箇所	敷地北側出入口④	
合計	4箇所	-	
(変更後)			

	駐車場(別添図面4建物配置図及び1階平面図(変更後))	出入口の数	位置		
			店舗1階駐車場	3箇所	敷地南東側入口①
					敷地北東側出口②
					敷地北側出入口③
合計	3箇所	-			
変更年月日	平成29年3月15日				
変更理由	現状の店舗運営において利用が見込まれない駐車場②を除外するため。				

2. 届出年月日

平成28年7月14日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年8月1日から平成28年12月1日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年12月1日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ